

近隣施設等の運営規則

施設名	開館時間	休館日	申し込み時期				連続利用			減免規定	申し込み受付時間		
			大ホール	小ホール	展示系	創造支援系	ホール系	展示系	創造支援系				
視察施設	めぐろパーシモンホール	9:00 ~ 22:00	年末年始(12月29日~1月3日) +臨時休館	12ヶ月前	6ヶ月前	—	3ヶ月前	一月に3日、 連続7日間	—	一月に3日、 連続7日間	1.区、指定管理者が必要な範囲で利用する場合 2.団体が区民のための公益的な活動を行う場合 *原則、入場料が1000円を超える場合は減免無し	9:00 ~ 19:00	
	富士見市民文化会館 キラリ☆ふじみ	9:00 ~ 22:00	年末年始(12月28日~1月4日) +臨時休館	12ヶ月前		12ヶ月前	6ヶ月前または 3ヶ月前	条例上規定なし			条例で規定無し	9:00 ~ 21:00	
	KAAT 神奈川芸術劇場	9:00 ~ 22:00	年末年始(12月28日~1月4日) +臨時休館	14ヶ月前 ※国際的な大規模な催し等は 24ヶ月前から	—	—	14ヶ月前 ※国際的な大規模な 催し等は24ヶ月前から	条例上規定なし	—	条例上規定なし	知事の承認を得て定めた基準により減免	9:00 ~ 17:00	
	磯子区民文化センター 杉田劇場	9:00 ~ 22:00	年末年始 施設点検日(月1回程度)	6ヶ月前	6ヶ月前	6ヶ月前	3ヶ月前	7日	14日	リハーサル室7日 練習室2日	指定管理者が必要であると認めた場合	9:00 ~ 21:00	
近隣(県内) 類似施設	神奈川県立県民ホール	9:00 ~ 21:00 ※展示は18:00まで	年末年始(12月28日~1月4日) +臨時休館	12ヶ月前 ※国際的な大規模な催し等は 24ヶ月前から	12ヶ月前	12ヶ月前	4ヶ月前 ※国際的な大規模な 催し等は24ヶ月前から	条例上規定なし	7日間セット	条例上規定無し	知事の承認を得て定めた基準により減免	9:00 ~ 17:00	
	逗子文化プラザホール	9:00 ~ 22:00	毎月第1・第3火曜日 ※国民の祝日に当たる場合はその翌日 12月29日~1月3日	13ヶ月前	13ヶ月前	13ヶ月前	4ヶ月前	5日以内	14日以内	一月に4回まで	1.市及び市の機関が使用する場合 2.市及び市の機関と共催の場合、使用料の5割を減免 3.その他、市長が必要があると認めた場合	9:00 ~ 20:00	
	相模原市文化会館 グリーンホール相模大野	9:00 ~ 22:00	年末年始(12月28日~1月3日) 毎月第1月曜日(原則) +臨時休館	12ヶ月前 *市外利用は11ヶ月前	—	—	4ヶ月前(単独利用の 場合) *市外利用は3ヶ月前	7日 *多目的ホー ルは10日	—	3日	指定管理者が規定で定める	8:30 ~ 19:00	
	鎌倉芸術館	9:00 ~ 22:00	年末年始(12月28日~1月4日) +臨時休館日	12ヶ月前 *営利用は6ヶ月前	12ヶ月前 *営利用は6ヶ月前	12ヶ月前 *営利用は6ヶ月前	6ヶ月前 *営利用は3ヶ月前	7日	10日	3日	所定の条件に街頭する市内の社会教育団体、社会福祉団体及び芸術文化活動団体等	9:00 ~ 19:00	
	厚木市文化会館	9:00 ~ 21:30	毎週火曜日 祝日の翌日 年末年始(12月29日~1月3日) +臨時休館日	7ヶ月前 *市外利用は6ヶ月前	7ヶ月前 *市外利用は6ヶ月前	7ヶ月前 *市外利用は6ヶ月前	7ヶ月前 会議室のみ3ヶ月前 *市外利用は6ヶ月前 と3ヶ月前	5日以内	—	—	市内在住、在学、在勤者が半数以上を占め、営利活動、宗教活動、政治活動を目的としない2人以上の組織で18歳以下の青少年の団体	9:00 ~ 17:00	
	茅ヶ崎市民文化会館	9:00 ~ 21:30	月曜日 休日の翌日 年末年始(12月28日~1月3日) +臨時休館日	12ヶ月前 *市外利用は11ヶ月前	12ヶ月前 *市外利用は11ヶ月前	12ヶ月前 *市外利用は11ヶ月前	12ヶ月前 *市外利用は11ヶ月前	4日	7日	4日	指定管理者が特別な理由があると認める場合	9:00 ~ 19:00	
県外施設	世田谷パブリックシアター シアター tram	9:00 ~ 22:00	年末年始(12月29日~1月3日)	使用日の16ヶ月前~14ヶ月前に計画書を提出後、 提出翌月上旬に使用内諾の可否を通知 ※一般へは主催公演等で使用する期間を除いた空き日に限り、貸し出し			—	60日	—	セミナールーム3日、 ワークショップ室10 日、稽古場、作業室3 日(劇場利用の場合 60日)	1.区が公益のために使用する時 2.公共団体が区の公演を受けて事業を行うとき 3.国、公共団体、公共的団体が公益のために使用する 場合の5割相当額 4.小学校、中学校、幼稚園、保育園が使用する場合 の3割~5割 5.私立学校が使用する場合の3割 6.区長が相当認めたとき	9:00 ~ 22:00	
	長久手市文化の家	9:00 ~ 22:00	月曜日(ホールは月曜日と火曜日) 年末年始(12月28日~1月4日) +臨時休館日	12ヶ月前 (舞台面に練習のみの利用:3ヶ 月前、その他の利用:6ヶ月前)	芸術文化活動目的での利用:6ヶ月前 その他の利用:3ヶ月前		—	10日以内	14日以内	7日以内	市長が特別な理由があると認めるとき	9:00 ~ 21:30	
	博多座	9:00 ~ 22:30	—	専用利用しようとする日の属する 年の4月1日から9月末日まで	—	—	専用利用しようとする日 の属する年の4月1日 から9月末日まで	1ヶ月ごとの演目入れ替え制度			—	—	
			—	12月市民利用の月の申込みはその年の7月1日から8月31日まで (申し込み受付後「企画調整委員会」で公演内容等を審査し利用者を選考、選考結果 通知は平成24年11月下旬を予定)			—	—	—	—	—	市長が特別な理由があると認めるとき	9:30 ~ 17:00
	北九州芸術劇場	10:00 ~ 22:00	年末年始(12月29日~1月3日)	12ヶ月前	—	—	—	大ホール7日 中劇場・小劇 場30日	—	—	—	市長が特別な理由があると認めるとき	10:00 ~ 18:00
	金沢市民芸術村	24時間	無し	6ヶ月前(練習としての利用は3ヶ月前から)			—	条例上規定無し			市長が特別な理由があると認めるとき	9:00 ~ 21:00	
新潟市音楽文化会館	9:00 ~ 22:00	毎月の第1月曜日及び第3月曜日 年末年始(12月29日~1月3日)	芸術文化活動(本番)13ヶ月前 芸術文化活動(練習)12ヶ月前 行事・集会等6ヶ月前	—	—	芸術文化活動12ヶ月 前 行事・集会等6ヶ月前	条例上規定無し			市長が特別な理由があると認めるとき	9:00 ~ 17:00		